

長野ブロック協議会災害協定 条文 改訂版

《前文》

我々は、青年会議所運動を通じて、明るい豊かな社会を築くために活動している。
その中においても自然災害は、回避し難い現象であり大きな脅威である。全国から大規模自然災害が頻繁に報告されており、長野ブロック協議会エリアにおいても震災・雪害等、多くの被害が報告されている。

我々は、ここに「長野ブロック災害協定」を締結し、自然災害への備えを意識する中で地域相互連携を強化し、災害時における情報共有、復旧作業、救援物資支援等を迅速且つ円滑に遂行するものである。

第1条（目的）

この協定は、災害発生時において、公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会（以下「ブロック」と標記）内の会員会議所（以下「LOM」と標記）が協力して情報の共有および復旧作業、救援物資等の災害支援活動を行うことを目的とする。

第2条（権限）

災害協定の実行は、災害発生後速やかに公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会会長（以下「ブロック会長」と標記）が決定する。

第3条（期限）

公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会災害協定（以下「災害協定」と標記）の期限は、永年とする。

ただし、協定を取交した青年会議所が解散時は、自動的にこの協定は無効となる。

第4条（事務局の設置と解散）

長期にわたる災害、大規模な災害であるとブロック会長が判断した場合、自分自身が所属する LOM 事務局に「公益社団法人青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会災害対策本部」（以下「災害対策本部」と標記）を設置することが出来る。また、ブロック会長が所属する LOM エリアが被災した場合は、正副会長で協議し、別の LOM に対策本部を設置することが出来る。

また、事態の終息を見極めブロック会長が災害対策本部を解散する。

第5条（災害対策本部組織）

1. ブロック会長は災害対策本部 本部長に就任する。
2. ブロック内理事長は災害対策本部 副本部長に就任する。

第6条（災害対策本部事務局スタッフの指定）

災害対策本部事務局スタッフは、ブロック会長が指名する。

第7条（災害支援の申し出）

ブロック会長は、長野県及び被災市町村に対し、災害協定に則り、災害支援活動を行うことを申し出なくてはならない。又、ブロック会長が自ら申し出を行えない際は、ブロック内理事長の中から代理人を指定する。

第8条（努力義務）

第2条及び第6条に基づき、ブロック会長の行う如何なる協力要請においても、被害協定に調印した青年会議所は、全力を傾注し努力する義務を負う。

第9条（義援金）

ブロック会長が災害協定を用いて義援金を募る場合は、法令に基づき行い、災害対策本部として集約し、取り扱いをブロック会長が決定する。

第10条（LOM内体制）

災害協定に調印したLOMは、災害対応組織を指定しておかなくてはならない。

第11条（ブロック外災害について）

ブロック外での災害においては、ブロック会長及びブロック事務局が率先して日本青年会議所、当該地区・ブロック・LOMと連携を図りつつ適宜対応を行う。

第12条（マニュアル）

本協定の実行に当たっては、毎年度作成する長野ブロック協議会災害マニュアルを用いて行われる。

第13条（改正）

本災害協定の改正を行おうとする時は、長野ブロック協議会会員会議所において3分の2の議決によって行うことが出来る。

附則

1. 本災害協定は、締結した日より効力を持つ。
2. 役員の任期を1月1日より12月31日までとし、役員交代に関わる協定継続については長野ブロック協議会災害マニュアルに則り対応する。